

# 平成 23 年度大磯町教育委員会第 11 回定例会会議録

1. 日 時 平成 24 年 2 月 15 日 (水)  
開会時間 午前 9 時 00 分  
閉会時間 午前 11 時 00 分
2. 場 所 大磯町生涯学習館 研修室
3. 出席者 竹 内 清 委員長  
曾根田 眞 二 委員長職務代理者  
大 橋 伸 明 委員  
青 山 啓 子 委員  
依 田 勝 也 教育長  
福 島 伸 芳 理事  
大 隅 則 久 子ども育成課長  
鈴 木 義 邦 子ども育成課主幹  
増 尾 克 治 子ども育成課子育て支援室長  
松 本 卓 次 生涯学習課長  
山 口 章 子 生涯学習課図書館長  
佐 川 和 裕 生涯学習課郷土資料館長  
佐 野 慎 治 スポーツ健康課長  
山 口 信 彦 子ども育成課副主幹
4. 傍聴者 1 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項  
議案第 21 号 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について  
議案第 22 号 大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について  
議案第 23 号 平成 23 年度大磯町立幼稚園における学年末休業の変更について  
議案第 24 号 平成 24 年度大磯町立幼稚園における休業日の変更について
8. 協議事項  
協議事項第 1 号 平成 24 年度教育委員会基本方針について  
協議事項第 2 号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の休業日の変更について
9. 報告事項

- 報告事項第 1 号 大磯町立小・中学校、幼稚園臨時休業等の状況について  
報告事項第 2 号 あいさつ標語の審査結果について  
報告事項第 3 号 春季企画展「春を彩る雛人形展」の開催について  
報告事項第 4 号 ミニ企画展「古文書あれこれー収蔵資料の紹介ー」の実施報告について

## 10. その他

### (開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

### (前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

## 教育長報告

教育長) 私からは、1 月定例会が開催されました平成 24 年 1 月 18 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。1 月 18 日、定例会終了後、午後から大磯小学校を学校訪問し、授業参観後、先生方との意見交換を行いました。1 月 19 日、町村教育長会研修会が湯河原町で開催されました。会議の概要は、神奈川県教育局教職員部山本部長の講演と防災対策について協議を行いました。1 月 27 日から、2 月 15 日にかけて、町立の幼稚園・国府保育園の園児を対象とした図書館見学会を実施しました。1 月 28 日、大磯ライオンズクラブのご支援により、第 17 回大磯町中学校英文朗読大会を開催し、大磯中学校、国府中学校 16 組の生徒が、それぞれ工夫を凝らし、英会話での発表をしておりました。1 月 29 日、高来神社において、神社、警察署、消防等関係機関の協力を得て、文化財消防訓練を行いました。同日、ミニ企画展「古文書あれこれ 収蔵資料の紹介」が閉会し 22 日間で 1,418 人の来場がありました。詳細は後ほど担当から報告いたします。1 月 30 日、社会教育委員会議を開催し、社会教育関係団体補助金などについて協議いたしました。2 月 2 日、教育委員会第 4 回臨時会を開催し、「平成 24 年度当初予算における教育委員会予算要求について」、「平成 24 年 3 月補正予算における教育委員会予算要求について」等を議題とし、承認をいただきました。2 月 5 日、生涯学習館において大磯チャレンジライブが開催され、8 組の演奏が行われました。2 月 9 日、県立歴史博物館において開催された県市町村教育長会議に出席いたしました。会議の概要は平成 24 年度の県教育委員会予算案と各種事業計画の説明がありました。その他諸行事につきましては、執行報告表のとおりでございます。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

## 議案第 21 号 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改

## 正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

スポーツ健康課長) 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、説明資料に沿いまして、補足説明させていただきます。1 ページをお開きください。まず、改正概要といたしましては、現在、町民のスポーツの推進のために、施設の一般開放を行っている大磯・国府の小学校、中学校 4 校の校庭及び体育館について、前提といたしまして、学校の行事や部活動等に支障が生じない範囲とした上で、町民が、気軽にスポーツ・体力づくり、健康づくりに取り組むことができる環境を整備するため、また、現在、施設利用登録を行っている 50 近い団体からも利用枠の拡大を求める声もあり、それらに応えるために、施設の利用開放日及び開放時間について、枠の拡充を行うものであります。次に改正内容でございますが、まず、(1) の校庭の開放日につてです。小学校につきましては、現行どおりで改正はございませんが、中学校の開放枠につきましては、現在の月 2 回の日曜日と休日となっていたものを、すべての土曜日、日曜日、休日といたします。次に(2) の体育館の開放日につきましては、現在、小学校の平日の夜間の開放枠は、火曜日、木曜日、金曜日の週 3 日となっておりますが、これを月曜日から金曜日の 週 5 日といたします。また、中学校については、平日、週 5 日間の夜間とすべての土曜日、日曜日、休日といたします。また、(3) の体育館の土曜日の開放時間につきましては、小学校は、今まで午後 5 時までとなっていたものを午後 9 時までに延長し、中学校は、午前 9 時から利用できるように枠の拡大を行います。次に、改正規則の施行日でございます。平成 24 年 4 月 1 日からとしています。2 ページをご覧ください。改正規則の新旧対照表でございます。右側が現行で、左側が改正案でございます。アンダーラインを引いている箇所が改正箇所でございますが、今回は別表内の施設欄について大磯中学校と国府中学校の分け方を見直した関係で、別表全体を改正することといたしましたので、すべての箇所にアンダーラインが引かれていますが、改正箇所は、先ほど説明いたしました改正内容のとおりでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(質疑応答)

曾根田委員) 例えば、小学校で土曜日で 5 時が 9 時になって、かなり時間の幅ができますが、基本的に使用者の責任においてやっていくのでしょうけれども学校側の管理体制は時間が延長になったことにより変わらないのでしょうか。

スポーツ健康課長) 学校側は各学校の教頭先生にお手伝いしていただいておりますが土曜日、日曜日に関しましては、原則として民間の管理会社をお願いしている関係上、何かあった場合には学校に連絡させていただくことになっているのですけれども、原則は担当課の方で何かあればすぐに対応する形をとっております。先生方の方には極力負担をかけないように打ち合わせをして対応して参りたいと考えております。

曾根田委員) 細かい話ですけれども、委託しているということは時間の変動により委

託費は変わってくるのですか。

スポーツ健康課長) 24時間委託をかけていますので経費に変動はございません。

委員長) 小学校は今まで5時だったのが、9時になるのですよね。中学校の方は9時は今までもやっていたので、そこら辺で時間変更に伴っての実際の戸締り等については教員がやることはないと思いますが、その辺の連携を取ってやらないとトラブルの元になると思いますので、事前の周知徹底を利用団体の方をお願いをしていただきたいと思います。

スポーツ健康課長) また、3月に平成24年度の登録を申し込んだ団体との説明会等も予定しております。その際に説明等はしていこうと考えております。

曾根田委員) 今度、予定されている説明会には車の件も出るのですか。もう1つ、放課後子ども教室で小学校の推進をしておりますが、そこへの影響はありませんか。

スポーツ健康課長) 原則、学校の方の行事を最優先します。放課後子ども教室や授業等の予定があるようでしたら、学校の施設利用に支障を及ぼさない範囲でお借りすると言う考えですので、私たちは説明会の際もその辺は利用団体の方にお話させていただいて、極力、学校や地域の皆様にご迷惑をかけないようにしていこうと考えております。

曾根田委員) そこはきちんとお願いします。

委員長) 車のこともそうですが、使用の状況も今まではそんなに問題は無かったと思いますが、特に夜の部については使い方のマナー等を指導していただきたいと思います。例えば、喫煙等はしてないですよね。再度、徹底をお願いします。スポーツの推進に係わって、拡大をしていくのにも係わらず、それと逆の方の使用上のマナーが出て来ると逆行することになりますので、そのようなことがないように、今までもなかったと思いますが、これを機会に再度確認をお願いします。

スポーツ健康課長) これから予定している会議の中でその辺を話す機会がありますので、ルールを守る話をしていきます。

委員長) 当たり前なことなただけけれども、そこで言う言わないで変わってくるのでお願いします。

曾根田委員) 申し込み方法についても抽選とかもいろいろと検討した方が良いと思いますが。

スポーツ健康課長) 今までは48団体登録がありますが、多い時は70団体くらいありましたので、場合によって申し込みが多くなって、競合する可能性もありますので、そこは公平に抽選になるのか、運動公園は県のシステムを利用しておりますので、そこら辺は検討して公平に対応していきたいと考えております。

委員長) 最後にあくまでも学校の子どもたちや学校行事が最優先であることは確認させていただいて、学校で使わない場合において開放するという事でよろしいでしょうか。それでは、討論を打ち切り採決に入ります。議案第21号について、原案のとおり採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第21号 大磯町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

## 議案第 22 号 大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子ども育成課主幹) 本件につきましては、大磯町教育委員会表彰規程に基づきまして、関係各課から内申がございましたので、提出するものでございます。まず最初に、表彰規定第 2 条第 3 号に該当する被表彰者についてはあとにいたしまして、まず、表彰規定第 2 条第 4 号に該当する方々でございます。「橋本くみ子」さん、「室橋正子」さん、「杉山美代子」さん、「大貫祐子」さんの 4 名は、いずれも図書館ボランティアとして多年にわたりご活躍されている方々でございます。次の「栗原敏丈」さんにつきましては、昨年度に続いて、町のほうに 50 万円の寄付をされた方でございます。今回、ご本人の町の子どものために使ってほしいというご意思があり、中学校の楽器購入を予定しているところでございます。次に、表彰規程第 2 条第 3 号に該当する被表彰者についてご説明申し上げます。これは、いわゆる「児童生徒文化・スポーツの優秀者あるいは優秀団体の表彰」でございます。去る 1 月 26 日、表彰選考委員会での審議を通して、別紙に載せさせていただきました個人・団体が、被表彰者として選考されました。別紙をご覧ください。大磯小学校は文化の部で個人 5 名、スポーツの部で個人 7 名、団体で 2 団体、重複を除いて 3 名。国府小学校では文化の部で個人 3 名、スポーツの部で個人 3 名が選考されております。大磯中学校では文化の部で個人 7 名、スポーツの部で個人 5 名、団体は 2 団体、重複を除いて 10 名が選考されております。国府中学校では、文化の部で重複を除いて個人 3 名、団体で 2 団体、36 名、スポーツの部で個人 12 名、団体が 4 団体重複を除いて 18 名が選考されております。なお、議案書の別紙に見られます、◎は特別表彰対象者、○と下線は重複対象者でございます。◎の特別表彰は同じ学校に在籍中、過去に表彰を受けた個人・団体を示し、○や下線の重複は、今回の選考で重複して選考された個人・団体を示しております。説明資料 3 に、被表彰者数の総括表を綴じさせていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。平成 23 年度の総表彰者数は 137 名になりますが、重複が 26 名おりますので、被表彰者は、全員で 111 名ということになります。重複して選考された個人・団体の各児童生徒に対しましては、記念品は一つだけ授与することとなっております。また、文化・スポーツとも、同じ学校に在籍中の過去に表彰を受けた個人・団体の各児童生徒、先ほどの◎の表示があったものですが、これは、特別表彰の対象として位置づけ、メダルではなく、盾を授与させていただく予定でございます。従って、平成 23 年度のメダル授与者は 75 名、楯の授与者は 36 名の予定でございます。最後になりますが、各学校に於いて行われます表彰式には、それぞれ代表の教育委員さんにご出席をお願いいたします。後ほどの事務連絡調整会議で調整させていただきます。

(質疑応答)

青山委員) 最初の 2 条の 4 号の図書館ボランティアの方の在職年数が 20 年以上と大

変、長きにわたりボランティアをしていただいていますので、感謝申し上げたいと思います。皆さん、20年以上ということですがけれども、表彰に当たっては何年以上という決まりを設けているのでしょうか。

図書館長) 表彰にあたりましては、教育委員会の表彰規定が平成21年度に改正されました。その折にボランティアの方々も表彰の対象になりましたので、以降、順次、表彰させていただいております。今回は20年以上の方、4名ですが、19年や20年の方がいらっしゃいますので、順次、表彰をお願いしたいと考えております。

委員長) 何年以上という規定はないのですか。

図書館長) 表彰規定では、多年とありますが、表彰基準では多年を8年以上としています。

曾根田委員) 図書館ボランティアの方は何人くらいいらっしゃるのですか。

図書館長) 図書館ボランティアには、いろいろな活動がありますが、全体では75名ほどいらっしゃいます。その中で、お話しのボランティアの方は50名ほどです。

曾根田委員) 昨年、21年の方がいた記憶がありますが。

図書館長) その方は、図書館協議会委員としての活動と合わせて表彰をお願いしました。

曾根田委員) 皆さん、長期にやっていただいて、とても感謝しているのですが、数年しかやっていない若い方もいらっしゃるのですか。

図書館長) 毎年度5、6名の新規加入があり、平均年齢は高いのですが、20代から30代の方も数名います。

曾根田委員) なるべく、長く続けられるように若い方にもやっていただきたいと思います。

委員長) 児童、生徒の方ですが、表彰選考委員会で審議したということですが、それについて説明をお願いします。

子ども育成課主幹) 表彰選考委員会というのは各小中学校の校長、教育長、事務局が入った中で内容を審議しているものです。

委員長) 当然、学校は入っているとは思ったのですが、何で質問したかと言うと万が一、漏れている子どもがいるとかわいそうだと思ったので質問させていただきました。

曾根田委員) 資料3で小学校を見ると大磯小学校が多くて、中学校を見ると国府中学校が多いのですが、特色や傾向はありますか。

子ども育成課主幹) 傾向はないと思いますが、国府中学校の方は吹奏楽部が30名です。それが多いかないと思いましたが、小学校の方は部活がないので、その辺は違いがありますが、大きな違いはないと思います。

曾根田委員) 昨年は2月の大会で賞を取った子どももいましたがその辺は今年は大丈夫ですか。

子ども育成課主幹) 今のところ、まだそのような情報は来ていません。

大橋委員) お話ボランティアの方も非常にありがたいのですが、子どもたちに係わってくれているボランティアの方がたくさんいると思いますが、その方々は表彰の対象にはならないのですか。

子ども育成課主幹) 対象にならないことはないです。

大橋委員) 学校長が永年、ボランティアをしているということを証明すればもらえるということですか。

子ども育成課主幹) そのようになります。

委員長) 別紙の2番目の川崎さんですが、小学生が中学生の大会に出て賞を取ったということですか。

子ども育成課主幹) ジュニアの強化選手ということで、大会の名称がそのようになっております。

委員長) ボランティアの方には貴重な時間を割いて活動していただき、ありがとうございました。小、中学生についても被表彰の数が増えていることは非常にすばらしいことだと思います。それでは、討論を打ち切り採決に入ります。議案第22号について、原案のとおり採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第22号 大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定については原案どおり承認いたします。

## 議案第23号 平成23年度大磯町立幼稚園における学年末休業の変更について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援室長) 議案第23号「平成23年度大磯町立幼稚園における学年末休業の変更について」補足説明をさせていただきます。議案第23号・24号説明資料をご覧ください。1枚おめくりいただき、資料1をご覧ください。大磯町立幼稚園の休業日につきましては、「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則」により規定されており、学年末休業は、第7条第1項第6号で「3月21日から同月31日まで」の期間と規定されております。それでは、変更の承認をしていただきたい学年末休業の期間についてご説明させていただきます。1枚おめくりいただき、資料2をご覧ください。平成24年3月の欄をご覧ください。平成23年度の大磯・国府両小学校の卒業式が、3月19日の月曜日に行われます。町立幼稚園の卒園式、同日に修了式も行っておりますが、小学校の卒業式と重なるのを避けるため、また、大磯幼稚園と小磯幼稚園を1園長、国府幼稚園とたかとり幼稚園を1園長で、それぞれ園長を兼務しておりますので、卒園式を同日に行うことが難しいため、学年末休業の期間を変更する必要が生じてまいります。そのため、大磯・国府幼稚園の卒園式及び修了式を3月15日の木曜日に、小磯・たかとり幼稚園の卒園式及び修了式を3月16日の金曜日に行うため、大磯・国府幼稚園の学年末休業を「3月16日から同月31日まで」に、小磯・たかとり幼稚園の学年末休業を「3月17日から同月31日まで」の期間に変更を行うものであります。なお、学校教育法施行規則第37条の規定により、教育週数が39週を下ってはならないことになっておりますが、各園とも問題はございません。以上で、説明を終わりにさせていただきます。

(質疑応答)

曾根田委員) 24号と協議事項第2号はこれと関係するものですよ。

子育て支援室長) 関係はございますが、24号は平成24年度の内容になります。

委員長) それでは、討論を打ち切り採決に入ります。議案第23号について、原案のとおり採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第23号 平成23年度大磯町立幼稚園における学年末休業の変更については原案どおり承認いたします。

## 議案第24号 平成24年度大磯町立幼稚園における休業日の変更について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援室長) 議案第24号「平成24年度大磯町立幼稚園における学年末休業の変更について」補足説明をさせていただきます。議案第23号・24号説明資料をご覧ください。1枚おめくりいただき、資料1をご覧ください。大磯町立幼稚園の休業日につきましては、「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則」により規定されており、学年始休業は、第7条第1項第3号で「4月1日から同月6日まで」、学年末休業は、第7条第1項第6号で「3月21日から同月31日まで」の期間と規定されております。それでは、変更の承認をしていただきたい学年始休業、学年末休業の期間についてご説明させていただきます。1枚おめくりいただき、資料2をご覧ください。平成24年4月と平成25年3月の欄をご覧ください。平成24年度の大磯・国府両小学校の卒業式が、3月19日の火曜日に予定されております。町立幼稚園の卒園式を、小学校の卒業式と重なるのを避けるため、また、大磯幼稚園・国府幼稚園・たかとり幼稚園の内2園の園長を兼務することを予定しており、そのため卒園式を各園同じ日に行うことが難しいため、卒園式の日程を変更する必要が生じてまいります。そのため、保育日数を同じにする必要がありますので、学年始休業、学年末休業の期間について、変更するものであります。大磯・たかとり幼稚園の入園式を平成24年4月9日の月曜日、修了式を平成25年3月21日の木曜日に、国府幼稚園の入園式を平成24年4月10日の火曜日、修了式を平成25年3月22日の金曜日に行う予定のため、国府幼稚園の学年始休業を「4月1日から同月9日まで」に、学年末休業を「3月23日から同月31日まで」に、大磯・たかとり幼稚園の学年末休業を「3月22日から同月31日まで」の期間に変更を行うものであります。なお、卒園式は修了式の前行うことになり、小学校の卒業式が3月19日にありますので、その前行うことになります。平成24年度以降の学年末休業につきましては、保育日数の確保をするために、協議事項第2号で「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の休業日の変更について」でご協議をいただきますが、平成24年度入園説明会を3月5日月曜日及び3月6日火曜日を開催するため、平成24年度につきまして本定例会でご承認をいただくものであります。なお、議案第23号でもお話しいたしましたが、学校教育法施行規則第37条の教育週数の規定につきましては、各園とも問題はございません。また、各園長から休業日の変更についての届出をいただいております。以上で、



説明を終わりにさせていただきます。

(質疑応答)

曾根田委員) 協議事項は今後の協議ですが、本来は協議事項の議論を先にして、24年度はこのように成りますよという方がすんなりいくのですが、これだけ分かれて協議事項が仮になかったら、来年度やる時に今後の方針があって全体の方針の中で来年度はこのような形になりますという方が理解しやすいと思います。

子育て支援室長) 曾根田委員がおっしゃるとおりだと思います。先ほど説明いたしましたとおり、入園、説明会の関係がありますので、ここで承認いただかないと公表できないので、出させていただきます。第7条の第2項の規定については短くする場合も長くする場合も両方できるということになっておりますのでそれについては問題がないと思っております。保育日数が卒業式の関係がある中で少し短くなるということで、提案をさせていただきました。

曾根田委員) それはわかりましたが、それはそちらの都合であって、厳しいことを言うけど理由にならない。

委員長) 小さい町なので園長が2つの園を兼任をしていたり、小学校との絡みの中で、年度末は春分の日があったりと非常に複雑な中でやりくりをしていくという中で事情は良くわかりますが、大本の基本のところ決めておいて今年度はこうしますということを決めておいて、1年くらい前に翌年度のことを決めて置く事が大事かなと思います。それでは、討論を打ち切り採決に入ります。議案第24号について、原案のとおり採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第24号 平成24年度大磯町立幼稚園における休業日の変更については原案どおり承認いたします。

## 協議事項第1号 平成24年度教育委員会基本方針について

子ども育成課主幹) 今回お示しした案は、1月31日の勉強会でのご意見等をもとに修正を加えたものでございます。それでは、各課・室・施設ごとに、その修正点について簡単に説明させていただきます。その際、6ページ以降の前年度対比表をご覧ください。まず、P6前文ですが、「教育三法の改正」を削除し、「今回改訂された教育要領と学習指導要領」を入れました。続いて、7ページからの義務教育ですが、基本方針及び目標で、全面実施となる学習指導要領について「新」新しいという字を取りました。重点では、(4)8ページ「個人情報の取扱い」を入れ、(5)に「学校給食」を入れました。(7)の支援教育を強めました。(8)に「地震、津波など防災」を加え(9)「体力向上の説明」を加えました。(11)「国府小プール」を。教育研究所では(4)「発達の」という文言を加え、9ページ「支援」という言葉にいたしました。

子育て支援室長) 11ページ7番目に「放課後児童健全育成事業」で「学童保育所の土曜日開所時間の拡大など」を追加いたしました。8番目の子育て支援総合センターの中で「子育て講座や母親講座の充実も図ります。また、引き続き」を追

加させていただきました。9番目については、私立こいそ幼稚園が平成24年4月に開園しますので、開園にともなう内容を追加しました。

生涯学習課長) 12ページの重点施策ですが、同じものを付けまして目標の順に合わせて並び替えをいたしました。5番目ですが、頭のところに「青少年指導員、PTA連絡協議会」の具体的な名称を入れました。次のページをご覧ください。8番目の火災報知センサーにつきましては、設置の目的を入れました。10番目ですけど長い文章をわかりやすくいたしました。

図書館長) 図書館の基本方針中第2行に誤字がありましたので修正いたしました。重点施策の2番につきまして(＊)を追加しました。3番につきましては、文章を入れ替えまして目標3番の表現と合わせました。

郷土資料館長) 15ページの重点施策の3番、資料の増加に伴います収蔵環境の悪化改修のために収蔵庫関係の内容を加えております。それから6番目ですが旧吉田茂邸の再建が具体化されてきておりますので表現を加えております。

子ども育成課主幹) 16ページの「用語の解説」ですが「小1プロブレム」がなくなり「スクールアドバイザー」の標記を追加しております。新しく「読書の時間」が加わっております。

(質疑応答)

青山委員) 義務教育のところの8ページですが、放射能の汚染の問題についてはどのようなお考えですか。実際、学校の敷地内から数値の高いところがあったということですし、これから、長期に亘って配慮していかなければならない部分だと思いますので、この部分は(8)の安全体制に含まれるのかもしれませんが、放射能の問題に対してそのように取り組んでいくか若干入れた方が良いと感じます。町のホームページを見ますと大磯小学校と国府小学校は週1回測定しますと載っていますが、この基本方針の中でも加えた方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

子ども育成課主幹) 放射能の問題については、もう一度検討させていただきます。

曾根田員) 8ページの(4)で「生活面や学習面で発達的な」の発達的って意味はわかるのですが、学力の発達具合がという意味だと思うのですが、そのような言葉はあるのですが。

子ども育成課主幹) 発達障害などあります。

曾根田委員) 直してもらっているので、全体的には良くなっていると思います。

委員長) 3ページの子育て支援のところの4番目、「町立幼稚園、保育園内外の防犯、安全体制づくり」となっていますが、小学校の方は防災も入っていますが、幼稚園、保育園の方も訓練は実際やっていると思うので、別の欄でも良いので防災とか津波とかを入れておいた方が良いと思います。あと、用語の説明のところでTTのところ「それぞれの能力を活かし必要に応じて学級を解体して協力しあい、授業にあたる」とありますが、必要に応じて学級を解体して協力しあうというのはやっているのですか。

子ども育成課主幹) 1つの学級を2つに分けて、個別指導を強くする形で行っております。

委員長) やっているのなら良いですが、1950年というのは古いので来年度以降記述については検討した方が良いと思います。ICTのコミュニケーションの部分は

共同なのですか。

曾根田委員) 「共同」とは言わないですね。

委員長) 伝達とか意思の相通ですよ。

曾根田委員) 昔は I T で Information Technology で通信の技術だけを言っていたのですが、そこにコミュニケーションを足して、意思の疎通を図るという意味合いなので、共同は妥当ではないと思います。

委員長) そこも検討をお願いします。A E T も説明はこうなのかもしれないけど実際は幼稚園にも行っているの、「英語教師とチームで」というのは中学校でしか適応されないの、「日本人の教師と」くらいで良いと思います。

## 協議事項第 2 号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の休業日の変更について

子育て支援室長) 協議事項第 2 号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の休業日の変更について」補足説明をさせていただきます。議案第 23 号・24 号説明資料をご覧ください。1 枚おめくりいただき、資料 1 をご覧ください。大磯町立幼稚園の休業日につきましては、「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則」により規定されており、学年末休業は、第 7 条第 1 項第 6 号で「3 月 21 日から同月 31 日まで」の期間と規定されております。それでは、協議していただきたい学年末休業の期間についてご説明させていただきます。町立幼稚園の卒園式及び修了式を、小学校の卒業式と同日に行うことは、保護者の負担などを考慮すると難しい状況であります。そのため、小学校の卒業式の前に幼稚園の卒園式及び修了式を行い、その日以後を休業日としています。しかし、週休日(土日)の状況によっては、定められている休業期間より長く休業することになりますので、3 月の保育日数が短くなってしまいます。そのような状況のため、保育日数を確保するために学年末休業の期間を「3 月 25 日から同月 31 日まで」に変更を行い、学年末休業の見直しを行うものであります。現在、幼稚園の卒園式と修了式を同日に行っていますが、変更後は別の日に行うこととなります。また、小学校の卒業式の前に幼稚園の卒園式を行うこととなります。参考に示させていただいておりますのが、幼稚園の卒園式及び修了式と小学校の卒業式及び修了式の、現在と変更後見直し後の日にちを記載しております。※印で記載しておりますが、3 月 21 日を春分の日祝日とし、3 月 19 日、20 日を平日と想定しております。変更後見直し後は、3 月 24 日に修了式を行います。週休日等の状況によりましては、卒園式及び修了式の日程を変更することとなります。なお、2 園 1 園長での状況では、学年始休業及び学年末休業の変更の承認を得ていくこととなります。平成 24 年度につきましては、先ほどご承認をいただきました内容となります。以上で、説明を終わりにさせていただきます。

(質疑応答)

委員長) 3 月 21 日から同月 31 日までだった学年末休業を 3 月 25 日から同月 31 日までに変更するということですよ。

子育て支援室長) 小学校が 26 日から学年末休業でしたのでその前日の 25 日からとさ

せていただいております。  
曾根田委員) 春分の日については。  
子育て支援室長) 前年の2月1日に決まります。  
委員長) 5年、10年先はわからないといことですか。  
子育て支援室長) 基本的にはある程度、わかりますが、前年の2月1日に決まる形になっております。19日ということもあります。  
委員長) 各委員からいただいた意見を参考に作業を進めていただきたいと思います。

## 報告事項第1号 大磯町立小・中学校、幼稚園臨時休業等の状況について

子ども育成課主幹) 現在、流行しておりますインフルエンザ及び風邪の状況について簡単に説明いたします。この資料をお配りした時にはなかったのですが、口頭での報告ですが、幼稚園の園閉鎖があります。大磯幼稚園で、本日2月15日(水)から19日(日)までです。学級閉鎖の欄で11、12、13の大磯幼稚園の年中、年長のクラスが合計で3クラス学級閉鎖中です。昨日の段階で残りの年少、年中の計4クラスの欠席が多いため、園閉鎖となりました。学級閉鎖の様子全体では、1月の下旬、大磯中学校から始まり、小学校、幼稚園と流行がきているようです。学級閉鎖の表では、患者数については閉鎖実施の前日の人数です。昨日14日までの欠席の様子からは、国府中学校以外は5人以上の欠席のクラスがあり、まだ予断を許さない状況といえるかもしれません。今後も状況を注視していきたいと思っております。

(質疑応答)

委員長) 確認ですが、大磯幼稚園は園閉鎖で2月15日から19日まで5日間ですね。それぞれで対応されておりますが、万全を期して予防に努めていただきたいと思います。

大橋委員) 幼稚園は保健の授業がありませんが、委員会から指導等は行っているのですか。

子育て支援室長) うがい手洗い等の指導を徹底するように指導しています。

大橋委員) 除菌等も先生方がやられているのですか。

子育て支援室長) そこまでやっているかどうか確認してお答えします。

青山委員) 国府中学校は少ないのですが、学校で子どもたちに気をつけるようにPRされているのかなと思ひまして、学校のホームページの保健室だよりをみました。インフルエンザの予防について、予防接種の方法や手洗いの仕方が絵にして載せてあったり、クラスごとのうがいの達成率も分かりやすく載っていました。他の学校にはそのようなのが見当たらなかったもので、その差が子どもたちの意識を変えていると個人的に思いました。子どもたちが積極的に予防できるように雰囲気を作っていただけたらと思ひます。

委員長) 今のような意見を経営者会議等で話していただいて、学校が積極的に取り組むように指導をお願いします。

## 報告事項第2号 あいさつ標語の審査結果について

生涯学習課長) 報告事項第2号、大磯町あいさつ標語の審査結果についてご報告いたします。経過といたしましては、平成23年6月議会において、百瀬議員の一般質問であいさつ標語の募集の提案がありました。教育長が、良いことなので検討していきたいと回答しておりますので、あいさつ意識の向上を図るとともに、町民に対しても啓発を含めあいさつ意識の高揚を図ることを目的とした募集を行いました。平成23年12月中旬に公立学校4校などに標語募集の依頼を行い、対象は小学5～6年生と中学1～2年生の4学年としました。応募数につきましては、1月12日各学校から合計で791点の提出がありました。真心のこもったすばらしいたくさんの標語が寄せられたことに対し、学校のご協力に感謝しております。なお、学校別の内訳は、記載のとおりです。各学校で15～20点、計85点の作品が校内選考で選出されました。審査につきましては、1月27日に教育研究所国語部長と1次選考を行い、15点の作品が選考されました。また、2月8日に審査員5名による入賞審査会を開催し、最優秀賞1点、優秀賞3点を決定いたしました。最優秀賞作品は、「あいさつで笑顔になろう 私から」、高尻万由子さん、大磯中学校1年、優秀賞作品は記載の3点となりました。なお、標語の啓発は、タウン誌、町広報に掲載、校内掲示板などに掲示を依頼して行ってまいります。また、入賞者には賞状、賞品、参加者には参加賞の贈呈を予定しております。

(質疑応答)

大橋委員) 国府中学校が少ないのはどういうことですか。

生涯学習課長) 依頼の方法は同じようにやっておりますが、このような結果になっております。

大橋委員) 国府地区は小学校も中学校も少ないので残念です。

委員長) これは1人1点ですか。

生涯学習課長) 原則、1点ですが、中には何点か応募された方もいました。

委員長) 私も審査員と言うことで参加しまして、最優秀賞はすぐに決まったのですが、優秀賞を決めるのが難しくて、みんなそれぞれ工夫されていて、良い標語が多かったのが苦労しました。各学校で掲示等してもらって、日ごろからあいさつに取り組めるようにしてもらいたいとお話させていただきました。

## 報告事項第3号 春季企画展「春を彩る雛人形展」の開催について

郷土資料館長) 事業の位置づけとしましては郷土資料館平成23年度第5回企画展ということで、年中行事や人生儀礼を通して、伝統的な日本文化を知るとともに、毎年開催要望が多く寄せられており、今回は3年ぶり、通算8回目の雛人形展として開催します。展示概要は郷土資料館で所蔵している、江戸時代末期から明治、大正、昭和時代に至る雛人形等を展示する予定でございます。また、オリジナルの塗り絵を作りまして、子どもたちに塗っていただいて、展示をするささやかな資料館と参加者の共同企画も行います。会期は平成24年2月18日

土曜日から3月31日土曜日までの36日間となります。刊行物はチラシのみとなります。広報等でも周知しております。

(質疑応答)

委員長) 聞き漏らしたかもしれませんが、大磯町の雛人形ですか。

郷土資料館長) 資料館で所蔵している物になります。

#### **報告事項第4号 ミニ企画展「古文書あれこれー収蔵資料の紹介ー」の実施報告について**

郷土資料館長) 平成24年1月5日から1月29日まで開催いたしました。郷土資料館平成23年度第4回企画展で規模の小さいミニ企画展でした。趣旨につきましては郷土資料館で積極的に収集している歴史資料としての古文書を紹介し、あわせて古文書を活用することによって、大磯における江戸時代と明治時代の村の様子を垣間見ることが趣旨として行いました。展示概要としましては4つの大きなテーマに分けて紹介しました。出品点数が33点で会期が22日間で入館者数1,418人で1日平均65人となっております。また、会期中、来館者の動向や意見を把握するためにアンケートを行いました。

(質疑応答)

委員長) アンケートについてもう少し細かく教えてもらえますか。

郷土資料館長) 通常の企画展でもアンケートを取っておりまして、企画展の感想、意見等を書いていただいております。今回は展示物が古文書ということで難解な部分がありますが、一部の方から講読会を開いてもらいたいという意見もありますので、そのような需要がどれくらいあるのかという、例えば、講読会を企画した場合に参加しますかというようなこともアンケートに載せてあります。結果として、やはり古文書は取り付きにくく難しいという意見がありましたのでその辺の興味をどう呼びおこしていくのかという企画内容が問われる感じを持っております。

委員長) 個人的に古文書に興味があるので、質問させていただきました。

#### **その他**

子ども育成課長) 次回の定例会は3月23日午前9時から役場の第1会議室で行います。よろしくお願いいたします。

曾根田委員) 1点気になる点がありますので質問します。12月の議会で清水議員から来年度の中学校の体育の必修科目なんですけれど。1月に文科省から県を通じて調査が来ていると思うのですが。基本的に男女とも1・2年で柔道・剣道・合気道で、文科省の指導では、立ち技とか投げ技を指導すると書いてあるのですが、議会の一般質問の中でも指導体制はどうなっているかの質問があったのですが、再確認したいのは、大磯中は剣道で国府中は柔道で指導体制がボランティア含めるとありました。教える人も専門外の人も多いと思いますがボラン

ティアも含めて指導体制は。教職員がどんな人が教えて、ボランティアはどういう人で体制をとっていて、さらに指導要領のマニュアルは配っていますか。教えるのは基本、例えば剣道の場合は防具を着けずに竹刀だけで教えるといっていますが、文科省のいっている趣旨は達成できるのか、また、怪我をしないとは限りませんのでその辺の体制どうなっているか教えてください。

子ども育成課主幹) 大磯中学校では剣道、国府中学校では柔道となっております。柔道につきましては、体育の教員、プラス柔道の道場をやっている専門家方に来ていただいております。剣道についても体育の教員でやっております。柔道は受身ですとか、剣道で言えば形とかに重点がおかれております。体育の中の武道は全体の10時間程度となり、その中で部活動レベルまでやることはないと思います。子ども達の状況にもよりますが、安全を重視してやっております。

曾根田委員) 柔道の場合ですけれど、柔道の専門家がくるのは良いのですが、教職員は専門外ですよね。体育の先生がメインでやるのですか。怪我をすることを想定しながら先生、ボランティア、生徒が一体的に統一されてやるのが一つ、怪我をした時の体制はできていますか。

子ども育成課主幹) 怪我がおきないようにということはかなりやっておりますが、怪我がおきてしまったあとという想定には不十分な点はあると思います。試行ということでやっておりますが4月から実施に向けておきた場合も学校と話し合い、おきないように更にどうすればいいか徹底していきたいと思います。

委員長) 4月からの指導要領の改訂により武道が必修になった。今までも柔道、剣道をやっている学校はありました。これからは必修ということでどこの学校も取り組まなければいけないということで、曾根田委員のような懸念が取りざたされている。体育の教員が指導できればいいのですが、必ずしも専門ともかぎりませんし、何年か前は、体育の教員が必ず何年かに一回は武道の研修に強制的にいかされていきました。柔道でしたら黒帯を取るまで何週間か行っていた時期もありました。教員の中にはそういった研修に行っていれば、専門まで行かないにしても指導・技術を身につけた教員もいます。そういった教員がない場合でもボランティアや外部講師を頼んでやることになると思いますが、複数で指導していただき事故防止に努めることが大事かなと思います。剣道でも子どもは先生がやってはいけないと言いつつもやってしまうので、子どもを注意しながら指導していただきたい。テレビで見ていると脳の血管が頭を打たなくても切れてしまうとやっておりました。かなり注意して指導しないといろいろな問題が出てくるかなということで、現場を指導する時はその辺を含めて指導していただきたい。また、恐れすぎてなにもしないというのも反してしまいますので適切な指導ができるように教育委員会から力添えをお願いします。

(閉会)





会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 24 年 3 月 23 日

委 員 長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_